

預金保険制度

○預金保険制度により、**決済用預金** ※（当座預金や利息の付かない普通預金など）は、**全額保護**されます。

※ 決済用預金とは、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たす預金です。どの預金が決済用預金に該当するかについては、窓口にご確認ください。

○定期預金や利息付きの普通預金などは、金融機関毎に預金者1人当たり、元本**1,000万円**までとその利息等が保護されます（それを超える部分は、破綻した金融機関の財産状況に応じて支払われることがあります（一部カットされることがあります））。

◎預金保険制度の対象となっている金融機関

- ・信用金庫
- ・銀行（日本国内に本店のあるもの）
- ・全国信用協同組合連合会
- ・労働金庫連合会
- ・信金中央金庫
- ・信用組合
- ・労働金庫
- ・株式会社商工組合中央金庫

※ 株式会社ゆうちょ銀行も預金保険制度の対象金融機関です。

金融庁・預金保険機構

[〈http://www.fsa.go.jp〉](http://www.fsa.go.jp) [〈http://www.dic.go.jp〉](http://www.dic.go.jp)

◎預金保険制度についてのご質問等は預金保険機構もしくは最寄りの財務局まで。

預金保険機構	tel. 03(3212)6030	中国財務局	tel. 082(221)9221
北海道財務局	tel. 011(709)2311	四国財務局	tel. 087(831)2131
東北財務局	tel. 022(263)1111	九州財務局	tel. 096(353)6351
関東財務局	tel. 048(600)1146	福岡財務支局	tel. 092(411)7281
北陸財務局	tel. 076(292)7853	沖縄総合事務局	tel. 098(866)0095
東海財務局	tel. 052(951)2490	金融庁	tel. 03(3506)6000
近畿財務局	tel. 06(6949)6521		

預金等に関する重要事項

金融商品販売法では、お客様保護の観点から「勧誘方針」の公表と「重要事項」の説明を金融機関に義務づけています。当金庫の預金等に関する重要事項は以下のとおりです。当金庫に預金される際には、預金規定、各商品説明書、契約締結前交付書面等のほか事前に重要事項の説明をお受けいただき、内容をご確認くださいようお願い申し上げます。

1. 国内円預金（当座預金、別段預金、無利息型普通預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金、定期預金、定期積金）について

- ・預金保険制度の対象となる預金です。
- ・預金保険による保護の範囲は次のとおりです。

預金等の分類	保護の範囲
当座預金、別段預金、利息の付かない普通預金 （決済用預金（注1）に該当する預金です。）	全額保護
利息の付く普通預金、定期預金、定期積金、 貯蓄預金、通知預金、納税準備預金等	定額保護 合算して元本1,000万円までとその利息を保護（注2） 元本1,000万円を超える部分とその利息については、概算払い率に応じて払い戻されることがあります（金額が一部カットされることがあります）。

（注1）決済用預金は「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たす預金で、全額保護されます。

（注2）「利息」には定期積金の給付補てん金を含みます。また、当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金・積金元本を合計して1預金者当たり元本1,000万円までとその利息、給付補てん金が保護されます。

※振込み等の仕掛り中の決済資金は全額保護されます。また、預金小切手（預手）、送金小切手（送手）は原則として全額保護されます。

※定期預金、通知預金、定期積金等を中途解約される場合には当金庫所定の中途解約利率が適用され、お客さまが期待される受取利息等を下回る場合があります。

2. 預金以外の金融商品について

債券、投資信託受益証券、保険に関する「重要事項」については、預金と性格・仕組みが異なっておりますので、ご契約いただく際に改めてご説明いたします。

預金者の皆さまへ

○当金庫では、定期預金等の規定において、**預金保険法第49条第2項に定める事由（注）が生じた場合には、お客さまからのお申し出により、満期日（期限）が到来していないお客さまの定期預金等と当金庫に対する借入金等の債務とを相殺することができることとしております。**

（注）預金保険法第49条第2項に定める事由とは、①金融機関の預金等の払戻しの停止、②金融機関の営業（事業）免許の取消し、破産手続開始の決定または解散の決議をいいます。

- ・預金規定をご希望の場合は、窓口へお申し出ください。くわしくは、窓口へお問い合わせください。

当金庫とご融資取引のあるお客さまへ

預金証書がお手元にあるご預金は満期日以降ご自由にお使いいただけます。

ただし、当該預金証書について担保差入れすることをお客さまが了承される旨の書面をいただく等当金庫が拘束の手続をとった場合、また当金庫が取引約定書にもとづきご融資金との相殺を行う場合等はこの限りではありません。

ご不明の点がございましたら、窓口にお申し出ください。

預金保険制度の詳細情報は、「金融庁」ホームページをご覧ください。

金融庁ホームページ